平成２４年（フ）第３８号
愛媛県今治市大西町脇甲839番地９、旧住所
青森県三戸郡五戸町大字上市川字林ノ上41番地１
債務者　藤田奈津子（旧姓若林）
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２４号
愛媛県宇和島市大浦甲４番地29
債務者　酒井　昭子
１　決定年月日時　平成24年４月24日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２８号
福岡県田川郡福智町上野3671番地３
債務者　小松　康司
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第７０号
大分県別府市石垣東９丁目４番52―902号
アドバンス石垣東
債務者　村上　まり
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７４号
大分県別府市大字鶴見2015番地　県営扇山住宅２Ａ－４－72号
債務者　河野　奈々
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８５号
大分県津久見市元町３番10号
債務者　姫野　一成
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８６号
大分県津久見市元町３番10号
債務者　姫野三千代
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１号
大分県別府市大字南立石1018番地
債務者　沓掛　裕一
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５号
大分市大字皆春1228番地の７
債務者　徳永　五月
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６号
大分市星和台１丁目３番７号
債務者　柳井　　修
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９号
大分県由布市挾間町挾間411番地１
債務者　渡瀬　孝子
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６号
宮崎県小林市北西方2545番地24
債務者　見越　豊造
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４７号
宮崎県小林市北西方2545番地24
債務者　見越フヂ子
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４８号
宮崎県小林市北西方6481番地
債務者　益田　利美
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第５２号
宮崎県都城市広原町30号３番地１　Ｔ．Ｓ’マンション315号
債務者　宮崎　薩男
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第５７号
宮崎県都城市野々美谷町3387番地２、前住所
宮崎県都城市山田町中霧島483番地４
債務者　森茂由香里（旧姓貴嶋）
１　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第５８号
宮崎県日向市北町５番18号
債務者　松田　直敏
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿児島市本名町2003番地２
債務者　奥平　恵正
１　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係